

開催年月日 令和4年6月24日（金）
 質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
 答弁者 感染症対策局長 古川 秀明
 予防接種担当局長 千葉 修
 医療体制担当局長 笹谷 昌樹
 地域支援担当局長 佐々木 幸子
 感染症対策調整担当課長 川上 禎之
 感染症対策課参事 佐々木 徳則
 地域支援担当課長 松田 彰仁

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>一 新型コロナウイルス感染症対策について</p> <p>(一) 発熱した場合について</p> <p>1 発熱から検査までの流れについて</p> <p>それでは私は最初に新型コロナウイルス感染症対策について質問をいたします。</p> <p>発熱後の検査などの流れについてでありますけれども、発熱した場合に、まず、かかりつけ医に電話する、ということになると思いますが、かかりつけ医がある場合と無い場合があります。それぞれについて、療養に至るまでの流れをまずご説明ください。</p> <p>2 発熱者にPCR検査を行わない場合について</p> <p>まずかかりつけ医、または北海道新型コロナウイルス感染症相談センターに電話をすると、いうことであります。そこで、PCR検査を行わずに、自宅待機を指示することがあります。あるとすればどういう場合ですか、うかがいます。</p> <p>【指摘】</p> <p>かかりつけ医または、相談センターで、電話で、検査不要とされた場合に、本人が感染に不安があるならどこで検査が受けられるということ、あるいは、症状に照らして新型コロナウイルスの可能性が低いということなど、不安を解消できるような対応をすべきであるということについて申し上げておきたいと思います。</p> <p>(二) 濃厚接触者について</p> <p>1 濃厚接触者の定義について</p> <p>次に、濃厚接触者の定義について、具体的に述べてください。</p>	<p>【地域支援担当課長】（地域支援班）</p> <p>発熱時の対応等についてでございますが、発熱など、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある場合には、まずは、かかりつけ医を受診し、また、かかりつけ医がいない場合には、北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターに相談の上、最寄りの診療・検査医療機関等を受診していただき、診察の結果、感染者と診断された場合には、医療機関から保健所に発生届が提出され、保健所による積極的疫学調査等の下、本人の実情等も踏まえた上で、療養方針を決定し、療養いただいているところでございます。</p> <p>【地域支援担当課長】（地域支援班）</p> <p>検査実施の判断等についてでございますが、国の示した取扱いの下、検査実施の要否は、診察する医師の判断によるとされておりまして、医師の診察など、総合的な判断により、感染者と診断された場合には、その診断の下、医療機関から保健所に発生届が提出され、自宅療養などの療養方針は、保健所が積極的疫学調査の結果等を踏まえ、決定しているところでございます。</p> <p>【地域支援担当課長】（地域支援班）</p> <p>濃厚接触者についてでございますが、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」では、新型コロナウイルスに感染している方と手で触れることのできる距離で、マスク着用などの必要な感染予防策を講じず、患者と15分以上の接触があるなど、濃厚な接触を行ったことにより、感染している可能性が相対的に高い方を指すと定義されているものでありまして、道としても、この下に、判断しているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>2 陽性者から濃厚接触者への連絡について</p> <p>以前は、保健所が積極的疫学調査を幅広く行い濃厚接触者を特定しておりましたが、保健所の積極的疫学調査の対象が限定的となっており、陽性者が自ら連絡するという事になってはいますが、どのような人にどのような連絡をすることになってはいますか。</p> <p>感染者が、高熱、倦怠感、呼吸困難などにより連絡ができないような場合や濃厚接触者の連絡先がわからないということもあるはずであります。</p> <p>結局、連絡が届かず、濃厚接触者がその自覚を持つことなく出歩き、陽性だった場合には感染を拡げることになるのではないですか。</p> <p>感染者が連絡できない場合もありますけど、どうするのか伺います。</p> <p>【答弁後】</p> <p>ただ今の答弁で、保健所が連絡することもあるということですが、是非、本人ができないような場合については、保健所が確実に実行するようにお願いしたいと思います。</p>	<p>【地域支援担当課長】（地域支援班）</p> <p>感染者から感染の疑いのある方への連絡等についてでございますが、道では、オミクロン株の特性に合わせ、国の通知の下、積極的疫学調査を感染リスクの高い同居家族や重症化リスクの高い高齢者施設などのハイリスク施設に重点化しておりまして、それ以外の方には、保育所や学校で施設管理者が、その対象者を特定する場合を除きまして、感染者本人から、発症日の2日前以降に接触したと思われる方に直接、連絡していただくよう、お願いする扱いとさせていただいております。</p> <p>また、感染者が体調不良などのため、接触した方への連絡が難しい場合には、保健所が相談に応じるなど、感染者の体調に配慮の上、対応しているところであります。</p>
<p>3 濃厚接触者のPCR検査について</p> <p>陽性者や保健所からの連絡を受けて、濃厚接触者であるということが明らかになった人は、どこに相談をしてどういう対応をすることになりますか。PCR検査を行って、感染の有無を早期に明らかにすることが必要だと考えますが、どのような場合に公費で検査を実施することになりますか。伺います。</p>	<p>【地域支援担当課長】（地域支援班）</p> <p>濃厚接触者の検査等についてでございますが、道では、保健所が濃厚接触者を特定した場合には、お一人お一人の実情に即した相談対応を行いますとともに、検査の実施につきましても、濃厚接触者の状況に応じ、保健所が判断し、検査を行う場合には、公費による行政検査の対象としているところでございます。</p> <p>一方、感染者の知人や友人などの場合には、感染の可能性のある方に係る取扱いといたしまして、自主的な健康観察と原則7日間の外出自粛をお願いしているところでありまして、そうした中で、症状がある場合には、かかりつけ医や最寄りの診療・検査医療機関、または、健康相談センターに相談の上、医療機関を受診し、検査を行った場合には、その費用を行政検査の対象としているところでございます。</p>
<p>4 無料検査所について</p> <p>濃厚接触者は症状があつて受診した場合、検査をします。つまり濃厚接触者であっても症状がない人は検査せず、7日間の自宅待機となるという趣旨でした。無料検査所ができたわけですから、そこで検査をして陰性なら不安も解消し、7日間も自宅待機をしなくてもいいというふうに思うんですけども、どのような人が無料検査所でPCR検査を受けられますか。濃厚接触者は活用できるのか。</p>	<p>【感染症対策課参事】（PCR等検査無料化推進班）</p> <p>「PCR等検査無料化推進事業」についてでございますが、国の施策である、この事業のうち、「感染拡大傾向時の一般検査事業」は、感染拡大の傾向が見られる場合に、知事の判断により、感染に不安を感じる方の検査を無料化するものであり、また、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」は、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げするため、飲食やイベント等の活動を行う際の検査を無料化するものであり、いずれの事業も、無症状の方を対象としまして、PCRや抗原定量、抗原定性等の検査を行うこととされており、濃厚接触者につきましても、この事業の対象外とされているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>5 自費のPCR検査について 無料検査所は無症状の方が検査を受けるということですが、ただいまの答弁では、無症状でも濃厚接触者は検査を受けられない。濃厚接触者でない人は検査を受けられるということでした。より不安が強いのは、濃厚接触者のほうだと思うのですが、無料検査所の対象ではないということなので、保健所が検査の必要を認めないかぎり、自費で検査をせざるをえないということになります。自費によるPCR検査を実施している医療機関はどこなのか、保健所で知らせていますか、どうやって調べるんですか、検査費用はどの程度ですか、伺います。</p> <p>6 濃厚接触者の自宅待機期間について 数千円から3万円ということで、高額な検査費用を負担できないという濃厚接触者がPCR検査を実施していないのであれば、それでは何日程度自宅待機を求められますか。</p> <p>7 濃厚接触者等の自宅待機期間の短縮について 7日間待機するというのは大変なことであります。状況によっては短縮が必要な場合もあり、柔軟な対応をすべきであります。濃厚接触者の感染が不明なままで自宅待機する場合、同居家族に感染を拡大していることも想定されます。同居家族が行動制限される場合もありますか、無料のPCR検査の対象になりますか。 また、濃厚接触者に対して早期にPCR検査を実施して、陰性の方については早期に外出を可能とすることが、当事者にとっても、外出や労働による経済効果の点からも有意義だと考えますけれども、いかがか、見解を伺います。</p> <p>【指摘】 濃厚接触者は原則として7日間自宅待機するけれども、その家族は行動は制限なし。無料検査所も活用できると。家族の方は、ぜひ外出時に注意をしてほしいけれども、こういったことについてぜひわかりやすく広報していただきたいと思います。</p>	<p>【地域支援担当課長】（地域支援班） 無症状の濃厚接触者の検査等についてでございますが、濃厚接触者の検査に当たりましては、保健所が、その時期や検査方法を判断し、これにより、検査を実施する場合には、公費による行政検査として実施しておりまして、また、保健所の判断によらず、自ら検査を希望する場合には、診療・検査医療機関や、厚生労働省の検査機関一覧等を紹介しているところでございます。その場合の検査費用については、厚労省の検査機関一覧などによりますと、数千円から3万円程度と把握しているところでございます。</p> <p>【地域支援担当課長】（地域支援班） 濃厚接触者の待機期間についてでございますが、国の取扱いでは、検査の実施の有無に関わらず、症状が無いことを前提としてではございますが、同居家族の場合には、感染者の発症日又は無症状の場合の検体採取日と住居内で感染防止策を講じた日を比較しまして、いずれか遅い方の日の翌日から7日間、その他の場合には、患者との最終接触日の翌日から7日間とされているところでありまして、道といたしましても、この取扱いに沿って運用しているところでございます。</p> <p>【地域支援担当局長】（地域支援班） 待機期間の短縮等についてでございますが、国の取扱いの下、濃厚接触者のご家族の皆様には、濃厚接触者が感染者となった場合を除きまして、行動制限を求めることはなく、無料検査所を利用することも可能とされており、道では、ホームページ等で分かりやすい事業の周知に今後ともより一層、努めてまいります。 また、濃厚接触者の待機期間は、原則、7日間とされているものの、4、5日目に検査により陰性が確認できれば、5日目に待機を解除することが可能とされておりますほか、医療機関や高齢者施設などのハイリスク施設や、保育所・学校などの従事者の場合には、無症状であることや、他の従業員では代替が困難なことなど、一定の条件の下に、毎日の検査により陰性が確認できれば、通常どおり、従事することが可能となるなど、待機解除に係る特例も認められているところでございます。 こうした濃厚接触者の待機期間の考え方は、オミクロン株の特性を踏まえたものでありまして、今後、更なる知見の蓄積や新たな変異株による感染拡大などの情勢変化により、改められることも想定されますことから、道としましては、引き続き、最新の知見や国の動向を注視してまいります。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>また、無症状で濃厚接触者でない人は、無料検査所を利用できるけれども、より不安の強い濃厚接触者は利用できない。それでも検査したい場合は、高額な自費検査にならざるを得ないということは、どう考えてもおかしいと思います。感染防御をしての無料検査をできるようにすべきであること、国にも求めていくべきであることを指摘いたします。</p> <p>(三) 自宅療養者への物品配付について 一定の予算特別委員会で、自宅療養者への食料品、日用品等の物品配付が、感染者の急増と大雪による交通渋滞等により、遅れている問題を取り上げました。配付体制を強化しましたか。感染が判明してから、どのような手順を経て、何日間で届くようになりましたか、伺います。</p> <p>感染拡大には大きな波があるため、届ける食料品、日用品の数を揃えることは、揃えて、人手で梱包して、配送業者にわたすというのは非常に大変な作業だと思います。感染拡大時に備えて、作業人員を確保しておくというところが、もっとも大変だと思います。是非、作業にあたる方々、そして、会社に改めて敬意を表しますし、作業についてもお願いしていきたいというふうに思います。</p> <p>(四) 重点区域におけるまん延を防止するための命令について 次に、東京都で緊急事態宣言下における施設使用制限に従った事業者が損害賠償請求訴訟を行って、東京地裁は時短命令が違法との判決を下しました。現在、控訴中である。</p> <p>1 本道で訴訟に至った経過等について 道が昨年時短命令から過料事件を裁判所に通知し、その後、道の命令に関し提訴されるに至った経過、法的根拠を伺います。</p>	<p>【医療体制担当局長】（療養体制班） 自宅療養者への食品等の配付についてでございますが、道では、自宅で療養される方が、安心して療養いただけるよう、希望される方には、食品や日用品の無償配付を進めてきた中、オミクロン株による感染者の急増や大雪の影響から、ご自宅にお届けするまでに、通常より時間を要した時期がありましたことから、速やかに受託事業者と調整を行いまして、梱包作業を行う人員を、その当時、約50名程度で進めてきたものを、必要の都度、例えば倍増をするなど、改善に向けた取組を進めてきたことに加えまして、今年度からは、新たに配送業者をこれまでの1社から2社へと増やすなどいたしまして、一日でも早くお届けできますよう、配送体制の強化を図ったところでございます。</p> <p>こうした中、道では、速やかな配付に資するよう、保健所からの陽性告知など、ご本人に最初に連絡する段階で、物品希望の有無も確認をし、毎日、その内容を本庁で集約の上、直ちに、受託事業者に発注しており、全道どの地域におきましても、感染が判明してから、概ね3日間程度で、自宅で療養されている方々にお届けできるよう、努めているところでございます。</p> <p>【調整担当課長】（調整班） 特措法による命令等の経過についてでございますが、道では、国の取扱いの下、昨年6月21日から7月11日までと、8月2日から26日までの「まん延防止等重点措置」の期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項の規定に基づき、飲食店に対し、20時までの営業時間の変更の措置を要請し、その後の文書による行政指導や、命令の事前通知などの手続を経ても、なお要請に応じていた</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>2 原告の請求について 原告の請求の趣旨について、ご説明ください。</p> <p>3 営業の自由との関係について 営業の自由との関係から時短命令を出すことについては配慮が必要ではないかと思いますが、見解を伺います。</p> <p>4 法31条の措置の対象および道が命令した対象について 時短要請の根拠が新型インフルエンザ特措法の第31条とのことですが、この条文で措置を講ずる要請、および命令の対象は、どのような施設か、法令等の根拠と合わせて明らかにしてください。 また、道が時短命令を発した対象は、すべて飲食店ですか。この点もか明らかにしてください。</p>	<p>けない店舗に対し、特措法第31条の6第3項の規定に基づき、7月6日、8月24日、25日に延べ130店舗に対しまして、営業時間の変更の措置を命令したものの、このうち、命令後においても、20時を超えた営業の事実を確認した120店舗につきまして、特措法第80条第1号に基づき、7月29日と10月14日に、それぞれ管轄の地方裁判所に過料事件を通知したところでございます。</p> <p>こうした中、命令を行った一部の事業者から、昨年12月28日付けで、その命令の取消に係る1件の訴訟が提起され、現在、道との間で、係争中となっているところでございます。</p> <p>【調整担当課長】（調整班） 原告の請求についてでございますが、訴状によると、原告は、7月6日及び8月24日に、営業時間の変更を命令された、延べ23店舗に係る「当該命令を取り消す」こと、並びに「訴訟費用は道の負担とする」ことを判決として求めているところでございます。</p> <p>【調整担当課長】（調整班） 営業の自由との関係等についてでございますが、特措法第5条の基本的な人権の尊重では、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は、新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。」と定められていることに加えまして、昨年2月に、罰則を盛り込む特措法改正が行われた際の国会の附帯決議におきましても、「罰則・過料の適用に当たっては、国民の自由と権利が不当に侵害されることのないよう、慎重に運用すること。」とされておりますことなどから、道としては、これまでの要請や命令に当たりましては、こうした法の趣旨を十分踏まえることはもとより、国の運用通知の取扱いにも沿いつつ、事業者の方々に重ねて丁寧な説明を行いながら、慎重かつ適切に進めてきたものと認識をしております。</p> <p>【調整担当課長】（調整班） 措置の要請や命令の対象についてでございますが、特措法第31条の6第1項では、要請の対象を「感染症患者等の発生の状況などを勘案して措置を講ずる必要があると認める業態」としていることに加えまして、国の運用通知では、その時々の発生の動向や感染経路の特徴等を踏まえ、教育施設や百貨店、運動施設、飲食店など、政令で定める、多数の者が利用する施設の中から、要請の対象を適切に限定する取扱いとされているところでございます。</p> <p>また、命令につきましては、同条第3項において、「第1項の規定による要請を受けた者が、正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限り、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる」とされており、</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>5 飲食店を措置の対象とすることについて</p> <p>感染拡大の際は、学校やスポーツ施設など様々な施設がありますが、要請や命令の対象が飲食店に偏っているのではないかという声があがっています。この点について、今後の対応も含め、見解を伺います。</p>	<p>こうした取扱いの下、昨年度、道が営業時間の変更を命令したのは、全て飲食店となっているところでございます。</p> <p>【感染症対策局長】（調整班）</p> <p>飲食店等への対応についてでございますが、特措法では、都道府県は、国の「基本的対処方針」に基づき、必要な対策を実施することとされており、この方針の中で、「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」における、要請の内容や対象施設のほか、根拠条文につきましても、具体的に明記されているところでございます。</p> <p>昨年、道が命令を行った対象となる措置期間内におきましては、イベント事業者やスポーツクラブにも営業時間の変更を、また、学校には行事中止の要請などを行いましたほか、命令の対象となります措置として、飲食店への時短と、大規模商業施設に対する人数制限や入場整理等についても要請を行ったところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後とも、特措法に基づく要請等に係る国の動きや、社会情勢の変化等を注視しつつ、法の趣旨や国会の附帯決議の下、国民の自由と権利が不当に侵害されぬよう、慎重な運用と、事業者間の公平性にも留意しながら、必要な要請に応じていただけるよう、取り組んでまいります。</p>